



通年就労事業の加入のご案内



1年間(1~12月)の就労日数に応じて**奨励金を給付**します。

※ **森林整備**に関する事業(地拵・植林・下刈・除伐・間伐など)のみが対象となります。



条件は？

- ・**文書による雇用契約**が結ばれていること
- ・賃金が事業主からの**直接払い**となっていること
- ・**労働災害補償保険**に加入していること



が必須条件となっています。

※ 認定事業体でなくても加入することができます！



奨励金はいくらもらえるの？



年間就労日数を2つに区分し、それぞれ1日当たりの給付金額を設定しています。

$(1日当たりの給付金) \times (就労日数) = (奨励金給付額)$ となります。

なお、給付金は**労働者ご本人と事業主の掛金** + **市町村や県などの補助金**によって成り立っています。

ただし、**掛金は掛け捨てではありません**。年間就労日数が100日未満であった場合は、**掛金は還付**いたしますので、安心してご加入いただけます。

年間就労 日数区分	1日当たり 給付金	1日当たり掛金額及び補助金額			
		掛 金		補助金等	
		労働者本人	事業主	市町村等	県
100日以上 200日未満	500円	110円	110円	125円	155円
200日以上 (~225日)	830円	110円	165円	215円	340円



掛金は必要なの？



必要です。

労働者ご本人と事業主の**掛金** + **市町村や県などの補助金**によって成り立っています。

ただし、**掛金は掛け捨てではありません**。年間就労日数が100日未満であった場合は、**掛金は還付**いたしますので、安心してご加入いただけます。

また、事業主の方にとっては、従業員の方への手当としてご利用できますので、福利厚生の実につなげるお得な制度となっています。

裏面もご覧ください



たとえば、
年間 200 日 森林整備に従事した場合…

奨励金全額 830 円 × 200 日 = 166,000 円 が給付されます。
うち、
掛金(本人) 110 円 × 200 日 = 22,000 円
(事業主) 165 円 × 200 日 = 33,000 円 を負担しているので、
つまり… (奨励金全額) - (掛金) = **111,000 円 が補助されます!**



奨励金がもらえるのはいつ? どうやって?

翌年の2月末~3月頃に
労働者ご本人指定の金融機関の口座へ振り込みとなります。



加入するには?

事業主の方が、加入申込書に 労働者の雇用契約書などのコピーを添付し、
山梨県林業労働センターへ申し込んでください。



お問い合わせ先



山梨県林業労働センター

甲府市武田 1-2-5 (県治山林道協会 2 階)

TEL 055-242-6667 FAX 055-254-6020



山梨県森林環境部林業振興課 担い手・森林組合担当

甲府市丸の内 1-6-1 (本館 8 階)

TEL 055-223-1648 FAX 055-223-1679

